

高齢ドライバーやご家族の皆様へ

高齢ドライバーやご家族の皆様へ
悲惨な交通事故が後を絶ちません。
ご自身やご家族の運転について考えてみませんか。



運転適性相談

警察では、自動車等の安全な運転に不安のある高齢ドライバーやご家族からの相談を受け付けています。

運転適性相談では、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に必要な助言のほか、運転免許証の自主返納制度や自主返納者に対する各種支援施策の案内を行っています。

「これまでのような運転ができなくなった」、「『危ないから運転はもうやめて』と家族に言われた」など運転に不安のある高齢ドライバーやそのご家族の方は、積極的にこの窓口をご利用ください。

※ 運転適性相談は、

- 各警察署
- 運転免許センター 適性相談係(096-233-0110)

において対応しております。

運転免許証の自主返納制度

運転免許の取消しを申請して、運転免許証を返納することができます。

運転免許証を返納したときは、申請により、運転経歴証明書(有料)の交付を受けることができます。

この運転経歴証明書は、金融機関の窓口等で本人確認書類として使用することができます。



(運転経歴証明書の見本)